

老人デイサービスセンターに係る老人福祉法の手続きについて

1 老人福祉法上の事業

以下の事業を行う場合は、介護保険法の手続きと併せて老人福祉法の手続きが必要です。

老人福祉法上の施設	介護保険法上のサービス
老人デイサービスセンター 特養等併設以外の場合	地域密着型通所介護 (介護予防) 認知症対応型通所介護 第1号通所事業※

※第1号通所事業と通所介護を同一の事業所において一体的に運営する場合は、新潟県に届出が必要です。

2 必要となる手続き

(1) 施設を設置する場合

届出様式	添付書類	提出期限
第4号様式 設置届	登記事項証明書 ※	あらかじめ

※ 介護保険法の指定申請と同時に提出する場合、どちらか一方に添付すればよい。

(2) 変更事項が生じた場合

変更事項	届出様式	添付書類	提出期限
施設の名称、種類及び所在地	第5号様式 変更届	なし	変更日から 1ヶ月以内
建物の規模・構造・設備の概要			
施設の長			
事業を行おうとする区域			

(3) 廃止又は休止する場合

届出様式	添付書類	提出期限
第6号様式 廃止（休止）届	なし	廃止・休止日の 1ヶ月前まで

3 提出方法

厚生労働省「電子申請届出システム」により、介護保険法の申請・届出と併せて提出。

※ 介護保険法の各申請・届出メニューの「添付書類アップロード」の「他法制度に基づく届出書類アップロード」で老人福祉法の届出を添付してください。